

令和 7 年度
大阪府ユニバーサルデザインタクシー
普及促進事業補助金
募集要項

申請受付期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 21 日（月）
申請方法：オンライン申請「大阪府行政オンラインシステム」
又は郵送による申請

■補助金の概要

2025 年大阪・関西万博に向けた受入環境整備として、ユニバーサルデザインタクシー（以下、「UDタクシー」という。）の普及促進のため、UDタクシー購入事業者を対象として補助金を交付します。

令和 7 年度は、万博開催期間中のなるべく早期に導入できる予定の車両について申請してください。なお、補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。

対象事業者	「タクシー事業者」（法人、個人） 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を經營する者。
	「リース事業者」 タクシー事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の利用に供するため、タクシー事業者に対して、自らが所有する車両を有償で貸与する者。
補助対象車両	・標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」第 45 条第 1 項に規定する車椅子等対応車（以下、「車椅子等対応車」という。） 以上 2 点のいずれかを満たす車両のうち、自動車検査証の使用の本拠の位置が大阪府内である車両（以下「補助対象車両」という。）とする。ただし、中古のものを除く。

補助対象期間	令和7年4月1日（火）から令和8年3月9日（月）まで
補助金額	・ 補助対象車両の車両本体価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）と30万円（国補助事業の補助金の交付を受ける場合は当該補助額に1／2を乗じて得た額）のいずれか低い額を上限に補助
交付条件	以下のいずれかを満たす運転者を、補助対象車両1台につき2名以上（一人一車制個人タクシーの場合は1名）配置すること。 ア ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」の修了者 イ 「ケア輸送サービス従業者研修」又は「福祉タクシー乗務員研修」の修了者 ウ 介護福祉士、訪問介護員、サービス介助士のいずれかの資格を有している者 ・ 国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け）に基づく研修を年2回以上実施していること。 ・ クレジットカード・電子マネー・QRコード決済等のキャッシュレス決済対応車であること。 ・ ICTを活用したタクシー配車サービス（スマートフォンによるタクシー配車アプリ等）対応車であること。 ・ 2025年大阪・関西万博に係る機運醸成を図る取組を実施すること。 ・ SDGs（持続可能な開発目標）に係る取組を実施あるいは計画すること。

1. 補助対象事業者について

- ・ タクシー事業者（法人、個人）

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を経営する者。

- ・ リース事業者

タクシー事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の利用に供するため、タクシー事業者に対して、自らが所有する車両を有償で貸与する者。

※宗教上の組織又は団体は対象外です。

※以下に該当する事業者も対象外です。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団

排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

- ・従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ・法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- ・大阪府と契約を締結し又は許認可による賃料・使用料の支払等において債務不履行がある者

2. 補助対象車両について

- ・標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー（同要領に規定する認定レベル準1、レベル1及びレベル2の標準仕様を満たすもの）

参考リンク：[標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和6年4月1日更新）](#)

- ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」第45条第1項に規定する車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障がい者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま乗り込むことが可能な車両）

参考リンク：[移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令](#)

以上2点のいずれかを満たす車両のうち、自動車検査証の使用の本拠の位置が大阪府内である車両とする。ただし、中古のものを除く。

3. 補助対象期間について

令和7年4月1日（火）から令和8年3月9日（月）まで

※上記期間に購入、代金の支払い、自動車検査証の交付（登録）を完了した車両（リース事業者にあつては、加えて、上記期間に当該リース契約を締結した車両）

4. 補助金額について

補助対象車両の車両本体価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）と 30 万円（国補助事業の補助金の交付を受ける場合は当該補助額に 1 / 2 を乗じて得た額）のいずれか低い額を上限。

※車両に装備するオプション等、車両本体以外に係る経費については補助対象外です。

※ポイント等での支払い分は対象外ですので、ポイント利用額は差し引いてください。

5. 申請の流れについて

・申請は、原則タクシー事業者ごとに 1 回限りで、複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。（納車時期が大きく異なるなど、やむを得ないと府が判断する場合は申請を複数に分けることを認めますので、下記のお問合せ先にご相談ください。）（補助事業の内容を変更する場合には変更承認申請を行ってください。）

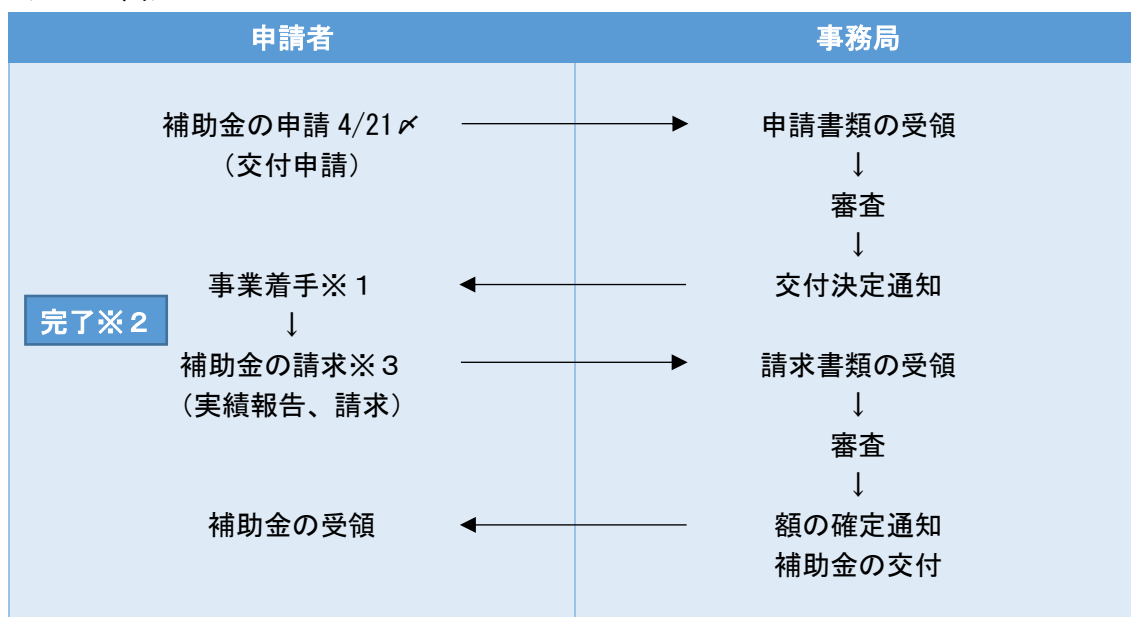
・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。

郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

・オンラインで申請いただくと、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。

※持参による申請は受け付けておりません。

<フロー図>



※ 1 交付決定前に購入（事業着手）した車両は補助対象外です。

※ 2 令和 8 年 3 月 9 日（月）までに、購入、代金の支払い、自動車検査証の交付（登録）

（リース事業者にあつては、加えて、上記期間に当該リース契約の締結）を完了させてください。

※3 補助金の請求は、完了後30日以内、または令和8年3月9日（月）のどちらか早い方の期日までに完了してください。

6. 申請手続きについて

（1）申請方法

- ・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。

郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

【1】 オンライン申請

こちら「オンライン申請」の入力手順を参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105289/tejyun.pdf>

【2】 郵送による申請

別表の申請時の書類をすべて揃えて、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等を用いて、次の宛先に郵送してください。

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課

【注意】

- ・レターパックライト（郵便物の追跡ができます）による郵送をお勧めします。
- ・郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・令和7年3月現在、レターパックライトは430円です。料金不足となった場合は返送することになりますので、ご注意ください。
- ・締切日当日消印有効といたします。

（2）申請内容

①補助金の申請（交付申請、事業計画）

申請期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月21日（月）

必要書類：

◇補助金交付申請書（第1号様式）、誓約・同意書（第1号様式 別紙3）

- ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。

◇見積書（消費税抜きの本体価格が表示されているもの）

◇導入予定車両、ユニバーサルデザインタクシーに関する研修等の実施状況がわかる書類（第 1 号様式 別紙 1、2）

・個人でオンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。

◇運転手 2 名以上（個人の場合は 1 名）が第 8 条第 1 号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証する書類の写し（リース事業者の場合は、導入するタクシー事業者より提供を受け提出すること）

・交付申請時に研修や資格の証明書類を提出できない場合は後日提出可能。

◇暴力団等審査情報（第 1 号様式 別紙 4）

・法人の場合のみ必要。

◇リース契約に係る契約書の写し又は双方の契約の意思表示が分かる書類及びリース料金の算定根拠明細書（第 2 号様式）

・リース事業者のみ必要。

◇本人確認書類の写し（申請者のもの。法人の場合は不要）

◇振込先確認書類の写し（通帳の写しなど）

◇車椅子等対応車に適合することがわかる書類（車椅子等対応車を購入する場合のみ必要）

②実績報告（請求）

申請期間：～令和 8 年 3 月 9 日（月）

※令和 8 年 3 月 9 日（月）までに、購入、代金の支払い、自動車検査証の交付（登録）（リース事業者にあつては、加えて、上記期間に当該リース契約の締結）を完了させ、完了後 30 日以内、もしくは令和 8 年 3 月 9 日（月）のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

必要書類：

◇補助事業実績報告書兼請求書（第 11 号様式）

・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。

◇大阪府以外の補助事業の補助金の交付の有無の内訳書（第 11 号様式 別紙）

◇自動車検査証の写し

◇請求書及び領収書等の写し

◇運転者 2 名以上（一人一車制個人タクシーは 1 名）が第 8 条第 1 号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証する書類の写し（交付申請時に提出していない場合）

◇キャッシュレス決済及び ICT を活用したタクシー配車サービスに対応していることを示す書類

- ◇2025 年大阪・関西万博に係る機運醸成を図る取組を実施したことを証する書類
- ◇SDGs 実施報告書兼計画書（第 12 号様式）

7. 交付申請時の注意事項について

<補助金額について>

- ・補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。

<補助金の支払いについて>

- ・交付申請の審査が完了しましたら、交付決定通知書を送付します。
- ・審査の結果、適正と認められなかった場合は、不交付決定通知を送付します。
- ・実績報告書兼請求書の審査が完了しましたら、額の確定通知書を送付し、申請者の金融機関口座への振り込みをもって、交付を完了いたします。
- ・補助金額は車両毎に審査・算定しますが、交付は申請毎に 1 回で行います。
- ・交付決定後、申請内容の不備等により振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなし当該交付決定を取り消します。

<申請内容の不備、不明点について>

- ・軽微な誤りについては、大阪府が補正をすることがあります。
- ・システムによる申請の場合、申請内容に不備や不明点があった場合は、メールで通知を行いますので、定期的な確認をお願いします。
- ・府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

<情報の取り扱いについて>

- ・交付決定後、申請者の名称及び補助事業の内容を公表することがあります。
- ・入力いただいた情報、提出いただいた書類等に記載された情報は、本補助金の審査、交付に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- ・本補助金の審査、交付に関する事務のため、申請内容について下記のとおり関係機関への照会等を行うことがあります。
 - * 自動車検査証等の申請書類について、所管官庁等への照会
 - * 税務情報として、補助金交付に関する情報の使用、または、他の行政機関への情報提供
 - * 交付または不交付に関する情報並びに申請書類に記載された情報について、当該

行政機関の実施する同趣旨の補助金等における審査・交付等の事務のために提供
* 大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づいた、大阪府警察本部への情報提供

<申請の取下げ>

- ・申請後、補助金の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から起算して 10 日以内に、オンラインによる申請をされた事業者は、オンラインシステムで取下げ申請をしてください。申請いただきましたら、申請取下げの処理をします。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課」までご連絡の上、別途、「補助金申請取下書（第 5 号様式）」をご提出ください。

<申請内容の変更について>

- ・補助事業に要する経費の配分の変更又は内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、行政オンラインシステムにて変更承認申請をしてください。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課」までご連絡の上、別途「変更承認申請書（第 6 号様式）」をご提出ください。
- ・補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、「中止承認申請書（第 7 号様式）」をご提出ください。

<補助金の額の確定後の取り消しについて>

- ・交付決定後、本事業に関する立ち入り調査等を実施することがあります。
- ・大阪府の調査等により、申請内容に要件に該当しない事実や不正等が発覚したとき、また、補助金の交付対象として申請のあった車両について転売を行ったことが判明したときは、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、交付された補助金を全額返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名を公表することもあります。
- ・偽りその他不正の内容が悪質と判断した場合、警察に情報提供し、刑事告訴等を行います。

<状況報告について>

- ・補助対象事業の遂行状況等について、府から求めがあったときには、指定する期日までに「遂行状況報告書（第 10 号様式）」をご提出ください。

<納税手続きについて>

- ・本補助金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があるため、本補助金を交付された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。ただし、本補助金を含めた収入から経費を差し引きますので、補助金を含めた収

入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

■本補助金の申請等に関するお問い合わせ先

(お電話がつながらない可能性があります。できるだけメールでお問い合わせください)

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課

メール：ud-taxi2025@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話： 06-6944-6840

受付時間：平日の9時30分～17時30分（電話の場合）

※よくあるお問い合わせ（FAQ）を「大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業」のホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/kotsukeikaku/udtaxi/r7udtaxihozyo.html>

検索キーワード：令和7年度大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業